

入国前ガイド①

技能実習法とキャリアアップ



1. 外国人技能実習制度

① 技能実習制度とは

1993年に創設され、途上国との技術協力や国際貢献を目的に、製造業、農漁業や建設など日本の労働現場で外国人労働者を実習生として受け入れる制度です。技能実習生は、あらかじめ定め認定を得た技能実習計画に基づき、現場での業務に就きます。技能実習生の在留期間は最長で5年です。

技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度です。

人手不足の解消のために技能実習生を受け入れる企業もありますが、それは本来の技能実習制度の目的ではありません。

技能実習生が本国では習得が難しい技術を日本で習得し、帰国後は学んだ技術を活かして本国の発展に貢献する。それが本来の技能実習制度です。

② 技能実習制度の沿革

1982年1月	企業単独型による外国人研修生の受入開始
1990年8月	団体監理型による外国人研修生の受入開始
1993年4月	技能実習制度の創設（研修1年＋技能実習1年）
1997年4月	技能実習期間の延長（研修1年＋技能実習2年）
2010年7月	出入国管理及び難民認定法の改正 ① 雇用契約に基づいて技能等を修得する活動を行うことの義務化 ② 在留資格「技能実習」の創設
2016年11月	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の制定
2017年1月	外国人技能実習機構の設立
2017年11月	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行

技能実習制度の始まり

技能実習制度についての法律の制定
技能実習3号 開始

1年目から技能実習生は
労働者として認められる
ことになりました

2. 技能実習にあたっての心構え

日本で働くにあたっては、人柄も重要視されます

● 技能実習生の責務

技能実習生は、技能実習に専念しなければいけません。よって技能実習生は副業をしてはいけません。副業をすると「不法就労扱いになり、在留資格を取り消され、日本にいられなくなる可能性があります。

例えば、技能実習が終わった後や土曜日・日曜日などにアルバイトはしてはいけません。またアルバイトのように外で働くこと以外で、インターネットを使って物を売ったりすることも副業に当たりますので、やってはいけません。

技能実習中は仕事に専念し、夜や休日はできるだけ日本語の勉強を頑張りましょう。

● 仕事を覚える

技能実習指導員から仕事を教わったときに、わからないことがあったら、そのままにしないで何度も質問しましょう。わかっていないのに、「わかった」と答えないようにしましょう。

● 技能実習に必要な日本語

技能実習指導員に聞いて、必要な日本語を早くマスターしましょう。

- その仕事での専門用語
- 機械設備等の名称
- 作業をする際の動作

● マニュアルを作ってみよう

仕事を覚えながら、マニュアルを作ってみましょう。マニュアルでは、ひとつひとつの作業について、絵や写真を使って説明するようにします。出来上がったら、内容に間違いがないか技能実習指導員に聞いてみましょう。こういったマニュアルを作ることで、自分の知識の確認もできます。

出来上がったマニュアルは後輩が仕事を覚えるときにも利用できます。会社の人達からもとても喜ばれます。

● 評価について

日本では、責任感、協調性、ビジネスマナー、コミュニケーション、チームワーク、コミュニケーションなどで評価されます。

企業側の意見

日本では、作業場の掃除や整理整頓も仕事のうちです。

技能実習での作業だけでなく、これらも積極的にやりましょう。

1. 労働災害防止

● 外国人労働者の労働災害のデータ

近年、外国人労働者の労働災害は増加傾向にあり、技能実習生の労働災害は、年間約 700 件にも上ります。また、死亡し又は後遺障害の残る重篤な災害も発生しています。

技能実習生が労働災害に被災しないため、また、労働災害の加害者とならないためにも、作業手順や安全のためのルールを理解することが必要です。

● 事故を起こさないために

労働災害には、法令違反ではなかったにもかかわらず発生したものも少なくありません。厚生労働省が行った分析では、①機械や設備、作業環境などの「**不安全な状態**」と②労働者自身が安全確認を怠ったなどの「**不安全な行動**」の 2 つの要因が重なった時に労災事故が発生しやすいことが認められています。

【安全衛生教育】

技能実習生の労働災害は、実習を始めてから 1 年以内に発生することが多いです。機械の使い方、作業の手順、安全点検などを覚えるため、雇い入れ時の安全衛生教育で教わったことは必ず覚えておくようにしましょう。

わからないことがあれば、必ず技能実習指導員に聞きましょう。

また作業内容が大幅に変更になった場合も、安全衛生教育は必要です。技能実習指導員の指示に従うようにしましょう。

● 服装、保護具

決められた服装、靴を身に着けましょう。

ヘルメット・手袋・マスク・保護メガネ・安全帯など作業する際に決められた保護具があれば、必ず身につけましょう。

● 機械・設備

機械は必ず決められた手順に従って使います。

機械を掃除したり調整したりするときは、必ず電源やスイッチを切ってから行いましょう。安全装置などは勝手に取り外したりしてはいけません。

自分の担当以外の機械などを、技能実習指導員の許可なしに使ったり触ったりしてはいけません。

機械の異常を発見したら、すぐに技能実習指導員に報告しましょう。



● 危険予知 (KY)、ヒヤリハット活動

危険予知訓練

危険予知訓練は、作業や職場にひそむ危険性や有害性等の危険要因を発見し解決する能力を高める手法です。KYTは、危険のK、予知のY、訓練(トレーニング)のTをとったものです。5~6人のチームで現場の作業状況をイラストにしたものを見ながら、危険箇所・危険な行為の発見と対策を考えます。

ヒヤリハット活動

仕事中に、ヒヤッとしたこと、ハッとしたこと、危ないと感じたことはあるでしょう。ヒヤリハットとは、危ないことが起こったが、幸い災害には至らなかった事象のことです。ヒヤリハット活動は、職場でのヒヤリハットを集め、事前の対策と危険の認識を深めることで、重大な事故を未然に防ぐものであり、作業員ひとりひとりが出来る安全活動のひとつです。